

文化創造拠点に関する条例の制定・改正について

大和市文化スポーツ部・こども部

1. 背景

- ・大和駅東側第4地区再開発事業に併せ、大和の「文化創造拠点」として、異なる機能を持つ複数の施設を融合した文化複合施設の整備を進めています。
- ・同施設の施設内容、管理運営の基本的な考え方等は、「大和駅東側第4地区公益施設基本計画(平成23年度策定)」、「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画(平成24年度策定)」によって、それぞれ明らかにしています。

2. 条例の制定・改正の方向性

【設置条例の制定・改正】

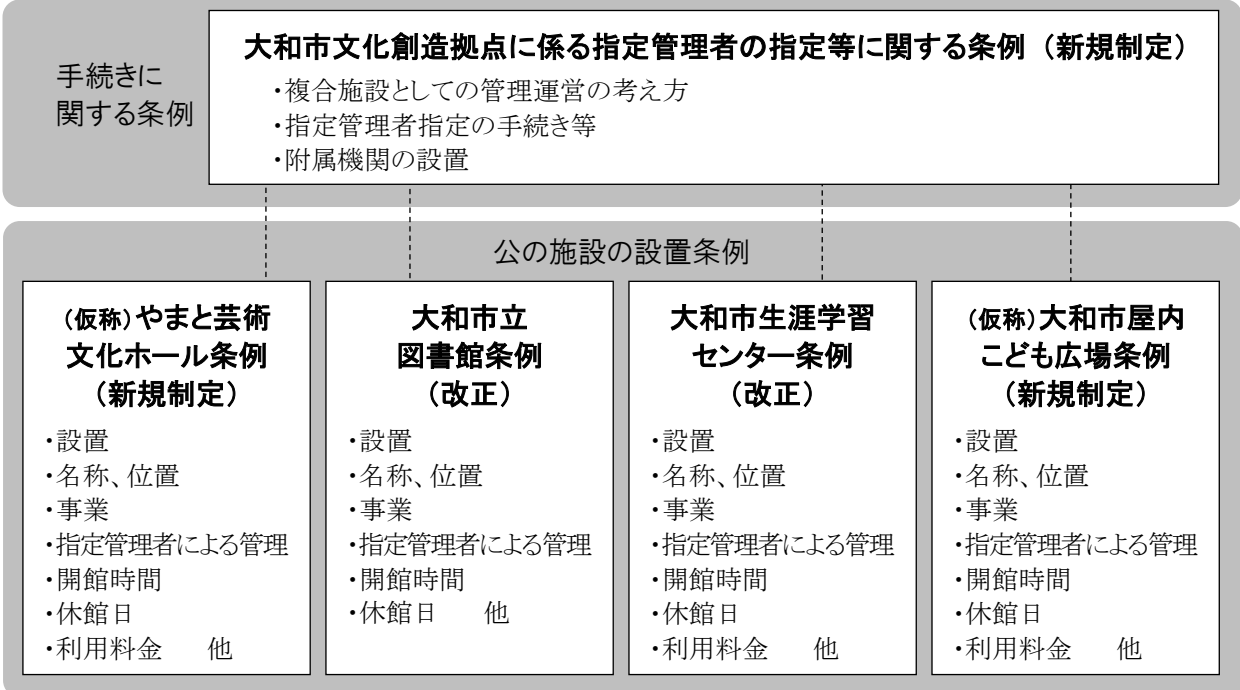
大和駅東側第4地区公益施設基本計画、同管理運営基本計画に示された考え方に基づき、芸術文化ホールと屋内こども広場については設置条例を新規に制定し、図書館と生涯学習センターについては、既存の設置条例を改正します。

【指定管理者の指定等に関する条例の制定】

管理運営基本計画で示した一体的な管理運営・サービス提供を実現するためには、所管する執行機関(市長と教育委員会)が異なる施設の複合施設であっても、指定管理者の選定や運営の評価を一体的に行える仕組みが必要です。

このため、複合施設としての管理運営の考え方や、各施設共通の指定管理に関する手続き、指定管理者の選定・評価を行う附属機関の設置等を定める条例を新たに制定します。

3. 条例案の構成



※ 駐車場、駐輪場は、芸術文化ホール条例に規定します。

4. 開館時間(案)

		午前9時	午後7時	午後8時	午後9時	午後9時30分	午後10時	
6階	生涯学習センター	[開館時間: 午前9時～午後9時30分]					①	
4・5階	図書館(一般開架)	[開館時間: 午前9時～午後8時] [日曜・祝日: 午前9時～午後7時]					②	
3階	図書館(児童開架)	[開館時間: 午前9時～午後7時]					③	
	屋内こども広場	[開館時間: 午前9時～午後7時]						
2階	市民交流ラウンジ (生涯学習センター)	[開館時間: 午前9時～午後8時] [日曜・祝日: 午前9時～午後7時]					④	
1階	芸術文化ホール	[開館時間: 午前9時～午後10時]						
地下1階	駐車場・駐輪場	[開館時間: 午前8時15分～午後10時30分]					⑤	

- ① 生涯学習センターは、他の学習センターと合わせ閉館時刻を午後9時30分とします。
- ② 4・5階図書館は、利用需要に合わせ、日曜・祝日は閉館時刻を1時間早めます。
- ③ 3階図書館は、併設する屋内こども広場と合わせ、通年で午後7時までとします。
- ④ 2階生涯学習センター・市民交流ラウンジの開館時間は、図書館4・5階に合わせます。
- ⑤ 駐車場・駐輪場の開場時間は、午前8時15分～午後10時30分とします。

- ※ ①～④は、管理運営基本計画で示した開館時間(午前9時～午後10時)と異なりますが、夜間の利用需要が低い現状や運営コストを勘案して変更しました。
- ※ 指定管理者は、市長または教育委員会の承認を得て、上記開館時間を変更することができます。

5. 休館日(案)

施設 \ 日付	休館日	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4
芸術文化ホール 生涯学習センター	12月29日～ 1月3日		■	■	■	■	■	■	
図書館 屋内こども広場	12月31日・ 1月1日				■	■			

- ※ 図書館と屋内こども広場は、管理運営基本計画で示した休館日(12/29～1/3)と異なりますが、年末年始の利用需要に応え、読書環境のさらなる向上を図るために変更しました。
- ※ 芸術文化ホールと生涯学習センターは、年末年始の貸館需要が低く、公演や講座についても参加者が見込めないため、管理運営基本計画で示した年末年始6日間を休館日としました。
- ※ 指定管理者は、市長または教育委員会の承認を得て、上記休館日を臨時に開館することができます。

6. 利用料金(案)

本市の「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らした上で、以下の考え方を基本に、各施設の利用料金を設定します。

芸術文化ホール	施設の建設時期、規模を踏まえ、市内、他自治体の類似施設の利用料金を考慮して設定します。
生涯学習センター	最も直近(平成22年3月)に開館した渋谷学習センターの利用料金を考慮して設定します。
屋内こども広場	市内、他自治体の類似施設の利用料金及び子育て世代の経済的な負担等を考慮して設定します。
駐車場・駐輪場	建設地周辺の駐車場・駐輪場の利用料金を考慮して設定します。

7. 条例の施行期日

大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業は、平成28年7月を竣工予定としていることから、竣工後3ヶ月の移転期間を経た、平成28年11月3日(木)[文化の日]を条例の施行日(開館日)とします。(「文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」の指定管理者の選定手続きに関する部分は除きます)



文化創造拠点完成予想図(大和駅東側第4地区市街地再開発組合提供)